

○「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと（<u>建物の一部を区分使用又は区分所有して校舎とする場合における校地の共用を除く。</u>）。</p> <p>(4)-(6) (略)</p> <p>(7) <u>校舎は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。また、その他の法令等について遵守したものであること。</u></p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>(2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した建物において、建物の一部を区分使用して校舎とする場合にあっては、当該建物全体が自己所有であることとし、かつ、次のいずれの条件にも該当していること。ただし、(2)イ及び次のいずれの条件にも該当する場合には、国又は地方公共団体が所有する建物の一部を区分使用して校舎とすることができるものとする。</u></p> <p><u>ア 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認められるものを除き、学校施設として使用する部分と学校</u></p>	<p>第1 私立学校の設置認可</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 施設及び設備等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施校は、他の学校等（同一の設置者が設置するものを含む）と校地、校舎等を共用していないこと。</p> <p>(4)-(6) (略)</p> <p>7 資産等</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	現行
<p><u>以外の他の施設として使用する部分との区分が明確にな</u> <u>されていること。</u></p> <p><u>イ 学校施設と学校以外の他の施設として区分使用する場</u> <u>合は、出入口及び当該学校に至る通路等が当該学校の専</u> <u>用であること。</u></p> <p><u>ウ 非常用階段や冷暖房設備など真にやむを得ないと認め</u> <u>られるものを除き、当該学校として使用する部分は、構</u> <u>造上独立したものであること。また、区分使用が2以上</u> <u>の階にまたがる場合は、連続した階であること。</u></p> <p><u>エ 建物を区分使用する学校以外の他の施設が、学校教育</u> <u>に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社</u> <u>会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される</u> <u>取決め等（学校法人の寄附行為への規定及び学校法人の</u> <u>意思決定機関の決議を経た上で作成された学校法人の誓</u> <u>約書並びに不動産賃貸借契約への明記等）があること。</u></p> <p><u>オ 運動場及び校舎の面積は、学校以外の施設が使用する</u> <u>部分を除いて、設置基準上必要な面積を備えていること。</u></p> <p><u>カ 教育長が別に定める基準を全て充足すること。</u></p> <p><u>(4) (2)にかかわらず、学校施設と他の施設とを複合化した</u> <u>建物において、建物を区分所有して校舎とする場合にあっ</u> <u>ては、次のいずれの条件にも該当していること。</u></p> <p><u>ア 当該建物に係る土地については、学校法人が単独で自</u> <u>己所有していること。</u></p> <p><u>イ (3)アからウまで、オ及びカのいずれの条件にも該当</u> <u>すること。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>ウ 建物を区分所有する学校以外の他の施設が、学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、この条件が将来的にも担保される区分所有者間での取決め等（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に基づく規約及び借地契約への明記等）があること。</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> （略）</p> <p><u>(7)</u> <u>(6)</u>にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア－エ （略）</p> <p><u>(8)</u> 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、<u>(6)</u>、<u>(7)</u>の借入金に係る担保はこの限りでない。</p> <p><u>(9)・(10)</u> （略）</p> <p><u>(11)</u> 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び<u>(9)</u>の経費のための資金で、<u>(6)</u>、<u>(7)</u>の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが确实と認められること。</p> <p>8・9 （略）</p>	<p><u>(3)・(4)</u> （略）</p> <p><u>(5)</u> <u>(4)</u>にかかわらず、既設の学校法人が私立学校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認められる。</p> <p>ア－エ （略）</p> <p><u>(6)</u> 校地、校舎その他の施設は、負担附でないこと。ただし、<u>(4)</u>、<u>(5)</u>の借入金に係る担保はこの限りでない。</p> <p><u>(7)・(8)</u> （略）</p> <p><u>(9)</u> 校地、校舎その他の施設及び設備の整備に要する経費及び<u>(7)</u>の経費のための資金で、<u>(4)</u>、<u>(5)</u>の借入金を引いた額が、当該学校の開設時に収納されることが确实と認められること。</p> <p>8・9 （略）</p>
<p>第2 課程の設置認可</p> <p>第1の3から9まで（6及び7の<u>(9)</u>を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。</p>	<p>第2 課程の設置認可</p> <p>第1の3から9まで（6及び7の<u>(7)</u>を除く。）の規定を準用する。この場合、「私立学校」は「課程」と読み替える。</p>
<p>第3 学科の設置認可</p> <p>第1の4から9まで（6及び7の<u>(9)</u>を除く。）の規定を準</p>	<p>第3 学科の設置認可</p> <p>第1の4から9まで（6及び7の<u>(7)</u>を除く。）の規定を準</p>

改正後	現行
<p data-bbox="333 212 1095 244">用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。</p> <p data-bbox="275 309 891 341">第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可</p> <p data-bbox="313 357 439 389">1 (略)</p> <p data-bbox="313 405 687 437">2 教職員、施設及び設備等</p> <p data-bbox="333 453 1133 676">収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(9)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p data-bbox="333 692 1133 772">ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p data-bbox="275 836 524 868">第5・第6 (略)</p> <p data-bbox="275 932 439 963">附則 (略)</p> <p data-bbox="275 979 439 1011">附則 (略)</p> <p data-bbox="275 1027 439 1059">附則 (略)</p> <p data-bbox="275 1075 338 1107">附則</p> <p data-bbox="313 1123 1010 1155">1 この基準は、令和元年8月23日から施行する。</p> <p data-bbox="313 1171 1133 1442">2 この基準は、施行日以降、新たに申請される課程を置く学校の設置、学校の課程又は学科の設置、課程を置く学校の収容定員に係る学則変更並びに広域の課程を置く学校に係る学則変更認可の審査から適用し、この基準施行日前に申請されている私立学校の設置認可等の審査については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="1218 212 1980 244">用する。この場合、「私立学校」は「学科」と読み替える。</p> <p data-bbox="1162 309 1778 341">第4 私立学校の収容定員に係る学則変更認可</p> <p data-bbox="1200 357 1326 389">1 (略)</p> <p data-bbox="1200 405 1574 437">2 教職員、施設及び設備等</p> <p data-bbox="1220 453 2020 676">収容定員を変更する場合は、第1の5から9まで(7の(7)を除く。)の規定を準用する。この場合、第1の5から7までについては変更後の収容定員によるものとし、「私立学校」を「収容定員」と、「設置」及び「開設」は「変更」と読み替える。</p> <p data-bbox="1220 692 2020 772">ただし、収容定員を減員する場合は、第1の6から9までの規定は準用しない。</p> <p data-bbox="1162 836 1411 868">第5・第6 (略)</p> <p data-bbox="1162 932 1326 963">附則 (略)</p> <p data-bbox="1162 979 1326 1011">附則 (略)</p> <p data-bbox="1162 1027 1326 1059">附則 (略)</p>

改正後	現行
以下 (略)	以下 (略)